

発行日:令和3年5月12日

担当:会員サービス課 service@niigata-cci.or.jp

〒950-8711 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル7階

URL <https://www.niigata-cci.or.jp> E-mail [office@niigata-cci.or.jp](mailto:office@niigata-cci.or.jp)

## 時短営業の協力金「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」申請始まる！

新潟市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新潟県が行う営業時間短縮の協力要請に全面的にご協力いただいた飲食店等に対して、協力金の支給を行います。時短要請の対象期間は令和3年4月21日（水）0時から令和3年5月9日（日）24時までとなっており、5月10日（月）より協力金の申請期間が始まっています。営業時間短縮の協力要請にご協力いただいた飲食店等につきましては、6月30日までの申請をお忘れなきようお願いください。

【申請期間】令和3年5月10日（月）～令和3年6月30日（水） ※当日消印有効  
支給額や申請に必要な書類等の詳細は、新潟市のHPをご覧ください。



[https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jigyousha\\_covid19/kakudaibousshi.html](https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jigyousha_covid19/kakudaibousshi.html)

【お問合せ】新潟市営業時間短縮協力金センター

TEL025-247-7161（土日祝日を除く9:00～17:00）

## 緊急事態宣言の影響緩和に係る「一時支援金」のご案内

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛によって影響を受け、売上げが減少した中小法人・個人事業主への支援金です。



- ・緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けている
- ・2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少している

などが該当する場合、個人事業者等は最大30万円、中小法人等は最大60万円の支給を受けられます。

【受付期間】令和3年5月31日（月）まで

※申請するには、商工会議所等の登録確認機関による事前確認が必要です。

事前確認を受ける際、当所の会員事業所であれば、電話による質疑応答のみで簡単に事前確認を受けることができます。お取引先、関連会社などで当所の非会員かつ一時支援金の申請をご検討されている事業所がございましたら、是非ご紹介くださいますようお願いいたします。

詳細はこちらをご覧ください。

<https://ichijishienkin.go.jp/>

スマートフォンでの申請も可能になりました



【お問合せ】一時支援金事業コールセンター

TEL0120-211-240（土日、祝日含む全日8:30～19:00）

## 新型コロナウイルスに関する補償可能となりました！～商工会議所の損害保険制度～

「ビジネス総合保険制度」「業務災害補償プラン」「休業補償プラン」では、新型コロナに関する補償も新たに付加されました。各保険会社によって補償できる内容等が異なりますので、詳細は下記ページをご確認ください。

<https://www.niigata-cci.or.jp/wp/wp-content/uploads/2021/02/20210203111105.pdf>

【お問合せ】会員サービス課 TEL 025-290-4209（直通）

## 地域のお店応援商品券 第2弾 事前申込 5/26 (水) まで!!



地域のお店の応援と消費喚起を目的に、13,000円分の商品券を10,000円で購入できる30%もお得なプレミアム付き商品券を販売しています。商品券の購入には事前申込が必要となりますので、購入をご希望の方は 5月26日(水)まで に事前申込を行ってください。

※実際の販売は7月1日(木)からの予定です。

※利用期間中(令和3年12月31日(金)まで)は商品券取扱店のお申し込みも随時受け付けています。

詳細はこちらをご覧ください。

<https://n-gif10ken.com/> スマートフォンからのアクセスはこちら



【お問合せ】 地域のお店応援商品券コールセンター

TEL 0120-277-013(土日祝日を除く 9:00~17:00)

## 県民向け宿泊割引「泊まっ得! にいがた県民割キャンペーン」のご案内



昨年末からの新型コロナウイルス感染症の再拡大により、再び落ち込んだ県内観光需要の回復を図るための県民向けの宿泊割引キャンペーンです。1人1泊あたり税込5,000円以上の宿泊に対し、2,000円割引を行います。本キャンペーンは、予算上限(補助券申込額)に達し次第、終了となりますので申請はお早めに!

【対象期間】 令和3年6月30日(水) 宿泊分まで

※7月1日チェックアウト分までが対象となります

詳細はこちらをご覧ください。

<https://niigata-kankou.or.jp/feature/tomatoku/top>



【お問合せ】 専用コールセンター

TEL 0570-008-884(期間中無休 9:00~17:00)

### 総務担当者向けセミナーのご案内

心の底に沈んだ不安と上手につき合う!  
職場のメンタルヘルス対策!!

【日 時】 令和3年5月26日(水)  
14:00~16:00

【内 容】 自分自身や、周りのメンタル不調な  
方への対応方法などを解説

【講 師】 トトノエ・トトノウ  
代表・産業カウンセラー

大谷 尚子 氏

【会 場】 朱鷺メッセ2階 中会議室201

【受講料】 会 員： 2,000円(税込)  
非会員： 6,000円(税込)

【定 員】 50名

お申込など詳細はこちら

<https://www.niigata-cci.or.jp/archives/11108>



### 営業担当者向けセミナーのご案内

現役お笑いタレントが伝授!  
コロナに負けない! 接客日本一の法則

【日 時】 令和3年6月8日(火)  
14:00~16:00

【内 容】 お客様の心に残る接客方法、お客様  
との距離を近づける芸人流会話術 等

【講 師】 お笑いタレント  
接客日本一コンサルタント

大島 和也 氏

【会 場】 朱鷺メッセ3階 中会議室301

【受講料】 会 員： 2,000円(税込)  
非会員： 6,000円(税込)

【定 員】 50名

お申込など詳細はこちら

<https://www.niigata-cci.or.jp/archives/11143>





今月のテーマ

【障がい者の法定雇用率の引き上げ（令和3年3月から）】

さかいFP 社会保険労務士事務所  
特定社会保険労務士 酒井 和美

障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がいのある方を雇用する義務があります。令和3年3月1日から、この障害者雇用率制度における法定雇用率が引き上げになりました。

### ● 法定雇用率の引き上げ

障害者雇用促進法では、障がいのある方の職業の安定を図るため、民間企業や国、地方公共団体などに対し、常時雇用している労働者の一定割合に相当する人数以上、障がいのある方の雇用を義務付けています。この割合が法定雇用率です。法律の改正により令和3年3月から法定雇用率が0.1%引き上げになりました。

事業主区分	法定雇用率	
	旧	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2%	2.3%
国、地方公共団体	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%

### ● 対象となる事業主の範囲が拡大

今回の法定雇用率の変更に伴い、障がいのある方の雇用義務がある民間企業の実業主の範囲も変更になっています。従来は対象外であった**従業員45.5人未満の実業主は特に注意**が必要です。

対象となる民間企業の実業主の範囲	
旧	令和3年3月1日以降
従業員45.5人以上の実業主	従業員43.5人以上の実業主

【注意】対象となる実業主の義務には次の義務もあります。

- ◆毎年、6月1日時点の障害者雇用状況報告書をハローワークに提出しなければなりません。
- ◆「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

### ● 事業主が雇用すべき障がいのある方の人数の計算

雇用すべき障がいのある方の人数＝（常用雇用労働者数＋短時間労働者数×0.5）×法定雇用率  
※雇用すべき障がいのある方の人数に小数点以下の端数が出た場合は切り捨て

常用雇用労働者とは、1週間の労働時間が30時間以上の方

短時間労働者とは、1週間の労働時間が20時間以上30時間未満の方（労働者1人を0.5人として）

1週間の労働時間が20時間未満の方はカウントしません。

### ● 障がいのある方の人数の数え方

この制度で対象となる方は、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方です。

原則として、障がいのある労働者も常用雇用労働者1人は1人、短時間労働者1人は0.5人として数えます。

（例外）重度身体障がい・重度知的障がいのある常用雇用労働者1人を2人分として数えます。

重度身体障がい・重度知的障がいのある短時間労働者1人を1人分として数えます。

精神障がいのある短時間労働者は、令和5年3月までの特例措置により次の要件①②の両方に該当する場合は1人分として数えます。

〈要件〉①新規雇入れから3年以内の方 又は 精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方

②令和5年3月31日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方

※①②に該当しても対象にならない場合があります。（同一事業主による再雇用など）

☆詳しい内容については、労務管理の専門家にお聞きください！新潟県社会保険労務士会ホームページ <http://www.sr-niigata.jp/>



## 快適な睡眠のための4つのポイント

(一社)新潟県労働衛生医学協会

健康づくり推進部 保健師 丸山 要子

コロナ禍の外出自粛や在宅勤務のために、これまでの生活スタイルが変わり、「眠りが浅い」「夜中に何度も起きる」「寝ても疲れが取れない」など、睡眠に関する悩みを感じている方がいらっしゃるのではないのでしょうか。睡眠時間の不足や質の悪化は、健康上の問題や生活への支障が起こることにつながります。今回は、睡眠のリズムを整えたり、快適な睡眠をとるためのポイントをお話しします。

### 1 睡眠のリズムとは

質の高い睡眠をとるためには、睡眠のリズムを整えることが大切です。睡眠のリズムとは、覚醒中に溜まった疲れにより眠くなる「睡眠欲求」と、朝になると自然に目覚める「覚醒力」のバランスで形作られています。在宅勤務による身体活動量の減少、インターネットやゲームによる夜型生活などは、睡眠のリズムが崩れ、睡眠の質を低下させてしまいます。

## 2 快適な睡眠のための4つのポイント

- ① 朝起きたらカーテンを開けて、自然の光を浴びましょう：外へ出て太陽の方向へ向かって歩く、部屋の中でも光の当たる場所に座るなどがおすすめです。
- ② 朝食をきちんと食べましょう：朝ごはんを食べて胃を動かすことは、睡眠のリズム調整に効果的です。
- ③ 適度な運動をしましょう：運動により脳の温度を一時的に上げると、温度が下がるときに眠くなるため、入眠しやすさや深い眠りにつながります。
- ④ 夕方以降はパソコンやスマートフォンの操作は控えましょう：パソコンやスマートフォンの画面に含まれるブルーライトなどで、脳が興奮し昼であると錯覚し、寝付けなくなります。

なお、当会では、保健師、管理栄養士による生活習慣に関するセミナーをおこなっています。どうぞお気軽にご連絡ください。

電話：025-370-1945

(新潟県労働衛生医学協会  
健康づくり推進部)



新潟商工会議所 B to B サイト  
「ジョブのトビラ」をご活用ください！



「ジョブのトビラ」は新潟商工会議所が運営する、人材と企業、企業と企業とを結ぶ「しごと」マッチングサイトです。新潟商工会議所の会員企業様であればどなたでも無料で掲載いただけます。

詳細はこちら

<https://jobdoor.niigata-cci.or.jp/>

【お問合せ】経営相談課 TEL 025-290-4212 (直通)



新潟商工会議所 B to C サイト  
「商いつなぐサイト」をご活用ください！



「商いつなぐサイト」は新潟商工会議所が運営する、地域の人と事業者をつなぐ事業所紹介ポータルサイトです。新潟商工会議所の会員企業様であればどなたでも無料で掲載いただけます（一部機能有料）。

詳細はこちら

<https://tsunagu.niigata-cci.or.jp/>

【お問合せ】経営相談課 TEL 025-290-4212 (直通)





渡辺 和博／わたなべ・かずひろ 日経BP総合研究所 上席研究員。1986年筑波大学大学院理工学研究科修士課程修了。同年日本経済新聞社入社。IT分野、経営分野、コンシューマ分野の専門誌編集部を経て現職。全国の自治体・商工会議所などで地域活性化や名産品開発のコンサルティング、講演を実施。消費者起点をテーマにヒット商品育成を支援している。著書に『地方発ヒットを生む 逆算発想のものづくり』（日経BP社）。

## 「ワーケーションの普及や定着が地方にもたらす可能性」

ワークとバケーションを組み合わせた造語であるワーケーションという働き方が注目されています。都心のオフィスを離れて、どこか気に入った地方で仕事をこなしつつ、例えば半日は休暇として過ごすといった働き方です。

新型コロナウイルス感染症の影響で、テレワークによる在宅勤務が増え、オフィスに出勤する必要がないなら、より環境の良い場所で働いてもいいじゃないかという考え方です。観光業が大きな痛手を受ける中で、これを受け入れる地方にとっても都市部から人がやって来て長期間滞在してくれるメリットがあります。また、将来的に移住につながることも期待できます。

期待が高まる働き手や受け入れる地方とは対照的に、働き手を雇う企業はそれほどワーケーションの導入に乗り気なわけではありません。仕事と休暇の線引きが不明確で、どこまで賃金を支払っていいのか？ 働く場所を変えることで本当に仕事の効率がアップするのか？といったことが今ひとつはっきりせず、制度として取り入れるにはまだ二の足を踏むところが多いのが現実です。

ワーケーションにはさまざまな要素が含まれているため、受け入れる地域の自治体の期待も多方面にわたっています。ワーケーションを推進したい自治体は増えていますが、その事業を担当する部署は、自治体によってバラバラです。観光振興の部署だけでなく、移住促進や関係人口増加を担う部署が担当するところもあれば、和歌山県のように地域のIT産業育成と捉え

て情報政策や産業政策担当が受け持つ自治体もあります。

ただ、長い目で見れば、働き方改革の流れとIT技術の進歩によって、働く場所に縛られないワーケーションは徐々に定着していくと考えられます。そうなったときに、地方ではワーケーションでやって来る人たちとどのように付き合っていけばいいのでしょうか。ワーケーション研究の第一人者である山梨大学の田中敦教授によれば、ワーケーションをする人の中には、他人に干渉されず仕事に集中したい“文豪タイプ”もいれば、地域の人たちや文化・風土と交わりたいと考える人もいるそうです。また、一部の企業で見られるように、チームの結束を深めたり、発想や創造性を刺激したりするために、働く環境を変える手段としてワーケーションを捉えるところもあります。地域課題の解決や、地域発の情報発信やものづくりのマーケティングなどで、その地域と関わりたいと考える人も少なくないそうです。

受け入れる側としては、単に通信ネットワーク環境を整備したワーキングスペースを用意するだけでは、仕事場からずっと離れない“文豪タイプ”の人しか来てくれない可能性もあります。テレワーク前提のワーケーションでやって来る人たちは、ITリテラシーが高い貴重な“よそ者”です。地方にとっては関わり方次第で単なる観光客とは違ったメリットをもたらす人材だと考えられます。胸襟を開いて持続的な関係を築くことが、地域、働き手、企業にとって「三方よし」を実現する方法だと思います。

### 日本商工会議所 早期景気観測 調査結果のポイント LOBO 調査 2021年4月結果

業況DIは、回復基調続くも、厳しさ残る。先行きは感染再拡大に伴い、警戒感強まる。

・全産業合計の業況DIは、▲25.3（前月比+10.0ポイント）

・中国・米国などの海外経済の回復に伴い、生産増が続く半導体・電子部品関連や自動車関連の製造業が牽引したほか、巣ごもり需要で売上が堅調な小売業が全体を押し上げた。一方、まん延防止等重点措置の実施に伴う営業時間短縮や観光需要低迷により、外食・観光関連は厳しい状況が続く。オンライン活用や新事業展開などが進む中、業種・業態によって対応の難しさが指摘されるほか、原材料費上昇によるコスト負担増加を不安視する声も多く、中小企業の景況感は回復基調が続くものの、厳しさが残る。

※今回の業況DIは、比較対象の前年同月（2020年4月）が感染拡大により全国で緊急事態宣言が発令されていた時期であることに留意が必要。

・先行き見通しDIは、▲29.0（今月比+3.7ポイント）

・ワクチンによる感染抑制効果や、海外経済回復に伴う自動車や電子部品関連の生産増に期待する声が聞かれる。一方、変異株の感染再拡大による活動制約が続く中、客足減少や製品・サービスの受注・売上減少を懸念する企業は多い。さらに原材料費や燃料費の上昇による採算悪化への不安もあり、先行きに対して厳しい見方が広がっている。

詳細は、日商ホームページ（<https://www.jcci.or.jp/lobo/lobo.html>）を参照。